

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年3月19日(2015.3.19)

【公表番号】特表2014-503596(P2014-503596A)

【公表日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【年通号数】公開・登録公報2014-008

【出願番号】特願2013-551380(P2013-551380)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/44 (2006.01)

A 6 1 K 31/4406 (2006.01)

A 6 1 K 31/4409 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/20 (2006.01)

A 6 1 K 9/48 (2006.01)

A 6 1 P 21/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/44

A 6 1 K 31/4406

A 6 1 K 31/4409

A 6 1 P 25/00

A 6 1 K 9/20

A 6 1 K 9/48

A 6 1 P 21/00

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月27日(2015.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩を含む、脳性麻痺(CP)の患者のCPの徵候若しくは症状又はCPによる障害若しくは変質の治療剤であって、CPの徵候若しくは症状又はCPによる障害若しくは変質が精神状態の障害ではない、前記治療剤。

【請求項2】

前記患者がヒトである、請求項1に記載の治療剤。

【請求項3】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩が、治療上有効量のアミノピリジン又はその薬学的に許容される塩と薬学的に許容される担体とを含む医薬組成物中に存在する、請求項1又は2に記載の治療剤。

【請求項4】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩がモノ-アミノピリジンである、請求項1から3のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項5】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩がジ-アミノピリジンである、請求項1から3のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項6】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩が、4-アミノピリジン、3-アミノピリジン又は3,4-ジアミノピリジンである、請求項1から3のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項7】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩が4-アミノピリジンである、請求項6に記載の治療剤。

【請求項8】

前記治療が、アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩を投与する前にCPの徵候若しくは症状を評価するステップ、及びアミノピリジン又はその薬学的に許容される塩を投与した後に同じCPの徵候若しくは症状を評価するステップを含む、請求項1から7のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項9】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩が徐放性組成物中にある、請求項1から8のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項10】

前記治療が、前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩の前記患者への1日1回又は1日2回の投与のステップを含む、請求項1から9のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項11】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩が、1日1回又は1日2回投与のため、1～20mg、5～20mg、5～15mg、5～10mg又は7.5～10mgの範囲の量である、請求項1から10のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項12】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩が、1日1回又は1日2回投与のため10mgの量である、請求項11に記載の治療剤。

【請求項13】

前記治療が、アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩の、単一用量の徐放性組成物としての投与を含む、請求項9に記載の治療剤。

【請求項14】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩を経口投与用に製剤化する、請求項1から13のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項15】

前記アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩を錠剤又はカプセル剤の形態に製剤化する、請求項14に記載の治療剤。

【請求項16】

CPの前記徵候若しくは症状又はCPによる前記障害若しくは変質が感覚運動障害である、請求項1から15のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項17】

前記感覚運動障害が歩行障害、四肢機能の障害、下肢機能の障害、下肢筋力の障害、筋緊張の障害、上肢機能の障害、上肢筋力の障害、手機能の障害、細かな手の協調の障害、握力の障害、バランス若しくは協調の障害、全身制御の障害、構音障害、顎機能の障害、咀嚼の障害又は顎関節の障害である、請求項16に記載の治療剤。

【請求項18】

CPの前記徵候若しくは症状又はCPによる前記障害若しくは変質が運動機能障害である、請求項1から15のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項19】

前記運動機能障害が、上肢若しくは下肢のものであるか、又は体幹の筋群にあるか、又は体位性筋系にある、請求項18に記載の治療剤。

【請求項20】

CPの前記徵候若しくは症状又はCPによる前記障害若しくは変質が歩行又は移動機能障害である、請求項1から15のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項21】

前記歩行又は移動機能障害が歩行速度の障害である、請求項20に記載の治療剤。

【請求項22】

CPの前記徵候若しくは症状又はCPによる前記障害若しくは変質が、障害性筋緊張、障害性反射、障害性協調、痙直、不随意運動、障害性歩行、障害性バランス、筋肉量の低下、機能障害性筋力、発話機能障害、又は手の力若しくは手先の器用さの障害の少なくとも1種である、請求項1から15のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項23】

アミノピリジンである、請求項1から22のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項24】

アミノピリジンの薬学的に許容される塩である、請求項1から22のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項25】

脳性麻痺(CP)のヒト患者のCPの徵候若しくは症状又はCPによる障害若しくは変質を治療するための医薬の製造のための、アミノピリジン又はその薬学的に許容される塩の使用であって、CPの徵候若しくは症状又はCPによる障害若しくは変質が精神状態の障害ではない、前記使用。